

## <よくある質問>

4月19日時点

### 【1 補助対象者について】

Q 1 来店型店舗とはどのようなものですか。

A 1 あらかじめ設置された建物に、物品の購入又はサービスを受けるためにお客様が自ら赴き、対価を支払うものを言います。臨時的な店舗、またお客様の元に訪問するものは対象となりません。

Q 2 宿泊施設や学習塾、鍼灸院などは「店舗」ではないですが、対象となりますか。

A 2 広義的には、サービスを提供するための「店舗」と捉えることができますので、今回の補助金の対象となります。

Q 3 自宅で店舗を経営しています。この場合は、対象となりますか。

A 3 自宅兼店舗の場合は、対象とする設備が事業専用で使用することが明確な場合にのみ、対象となります。

Q 4 市税等を滞納している場合は、対象とならないとありますが、「市税等」とは何を指しますか。

A 4 市税等とは、高知市に納めている全ての税や保険料等を差します。例えば「軽自動車税」や「固定資産税」をはじめ、「国民健康保険料」も対象となります。  
課税される税の種類は各個人で違いますので、詳しくは、「高知市資産税課税務証明係」にお問い合わせください。

### 【2 補助対象経費について】

Q 5 年間契約の形で、1年間分まとめて支払いをする場合、支払った日が補助対象期間内であれば、1年分全てが補助対象となりますか。

A 5 補助対象期間は、令和3年4月1日～同9月30日です。補助対象期間を超えるような支払いを行う場合は、この期間分を按分して対象とします。

Q 6 対象となる経費は、例示に挙げられたものだけですか？

A 6 各種業界団体によって業種ごとに提案された「感染拡大予防ガイドライン」に沿った対策等を実践するために必要と認められる経費は、対象となる場合があります。詳しくはご相談ください。

Q 7 アルコールやハンドソープ等は対象となりますか。

A 7 消耗品は対象となりません。

Q 8 パソコン、タブレットは対象となりますか。

A 8 パソコンは対象外です。タブレットは、非接触接客に転換するために、専用のタブレットを設置する必要が認められる場合に限り対象とします。

Q 9 空気清浄機を購入したいのですが、対象となりますか。

A 9 対象となります。ただし、本補助金で導入する設備は、経年劣化等による同等品への交換は対象とはなりません。

Q 10 空気清浄機能付きエアコンは対象になりますか？

A 10 空気清浄機能付きでも、主たる機能はエアコンになりますので、補助対象外となります。

Q 11 令和3年4月1日より前に、発注を行いました。この場合は対象となりますか。

A 11 補助対象期間内に「発注」「納品（工事）」「支払い」の全てが行われる必要がありますので、令和3年4月1日より前に発注をしたものは対象外です。

Q 12 厨房の手洗い設備や従業員控室の空気清浄機は対象となりますか。

A 12 お客様が利用する空間で使用する、設備や機器のみが補助の対象となります。

### **【3 交付申請について】**

Q 13 提出書類の市税納税証明書（官公庁提出用）はどこで取得できますか。

A 13 高知市役所本庁舎2階の資産税課税務証明係でのみ発行しています。証明日から3か月以内の証明書（コピー可）をご提出ください。  
(地域の窓口センターなどでは発行できませんので、ご注意ください。)

### **【4 実績報告に関して】**

Q 14 補助対象経費の購入・支払いの根拠資料は領収証のみでかまいませんか。

A 14 補助対象経費によっては、領収証のほかに必要な資料があります。詳しくは Q15 をご覧ください。領収証は内容・内訳（何を購入したのか、など）が確認できる必要があります。領収証のみで確認できなければ、レシートなど内容を確認できる資料も必要となります。ただし、10万円以上の支払いについては、原則現金払いは不可とし、支払ったことが確認できる通帳の写し等が必要です。なお、クレジットカードを使用した場合は、補助対象期間の令和3年9月30日（木）までに引き落としまで完了している必要があります。

Q15 領収証以外で添付が必要な資料は何でしょうか。

A15 補助対象経費によって異なります。経費ごとの一例は以下のとおりです。

- 備品購入費・・・購入した商品の写真（商品全体と型番部分）
- 委託費・・・写真撮影の場合、チラシに使用した写真
- 店舗改修費・・・改修前と改修後の写真